

事務局の設置に関する定款補則

(目的)

第 1 条 この定款補則は、社団法人日本医療社会事業協会定款第 28 条の規定に基づき、事務局の設置に関する基本事項を定める。

(設置場所)

第 2 条 本会の事務局は、定款第 2 条に定める事務所の中に置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(事務局長)

第 3 条 事務局長は、原則として理事の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統括する。

(組織および運営)

第 4 条 事務局の組織および運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 5 条 この定款補則の変更は、総会の議決を必要とする。

附 則

1 . この規程は、2001年 5月25日制定し、同日から施行する。^